



平成 22 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 トッパン・フォームズ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 櫻 井 醜
 (コード番号 7862 東証第1部)
 問合せ先 法務本部長 小 関 知 彦
 (TEL. 03-6253-6130)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 22 年 6 月 29 日開催予定の第 56 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

現行定款第 31 条（取締役の責任免除）および第 43 条（監査役の責任免除）に、社外取締役ならびに社外監査役がそれぞれ期待される役割を十分に発揮できるよう、当社と社外役員の間で、法令の定める限度額まで社外役員を限定する契約を締結することができる旨の規定を追加するものであります。

2. 変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

現 行	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役 (取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定 める要件に該当する場合には、賠償責任額か ら法令に定める最低責任限度額を控除して 免除することができる。</p> <p>(<u>新 設</u>)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役 (取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定 める要件に該当する場合には、賠償責任額か ら法令に定める最低責任限度額を控除して免 除することができる。</p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定によ り、社外取締役との間に、任務を怠ったこと による損害賠償責任を限定する契約を締結す ることができる。ただし、当該契約に基づく 責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号 に定める金額の合計額を限度とする。</u></p>

<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 43 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役 (監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定 める要件に該当する場合には、賠償責任額か ら法令に定める最低責任限度額を控除して 免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 43 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役 (監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定 める要件に該当する場合には、賠償責任額か ら法令に定める最低責任限度額を控除して 免除することができる。</p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定によ</u> <u>り、社外監査役との間に、任務を怠ったこと</u> <u>による損害賠償責任を限定する契約を締結す</u> <u>ることができる。ただし、当該契約に基づく</u> <u>責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号</u> <u>に定める金額の合計額を限度とする。</u></p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 22 年 6 月 29 日 (火曜日)
定款変更の効力発生日 平成 22 年 6 月 29 日 (火曜日)

以 上